

地域防災計画等（風水害・津波）に係る 全国調査結果

地域防災計画等に係る調査結果（風水害） P 1 ~ P 7

地域防災計画等に係る調査結果（津波） P 8 ~ P 11

客観的避難勧告基準及び避難勧告の
準備情報の事例 P 12 ~ P 17

高齢者等避難誘導の取組事例 P 18 ~ P 25

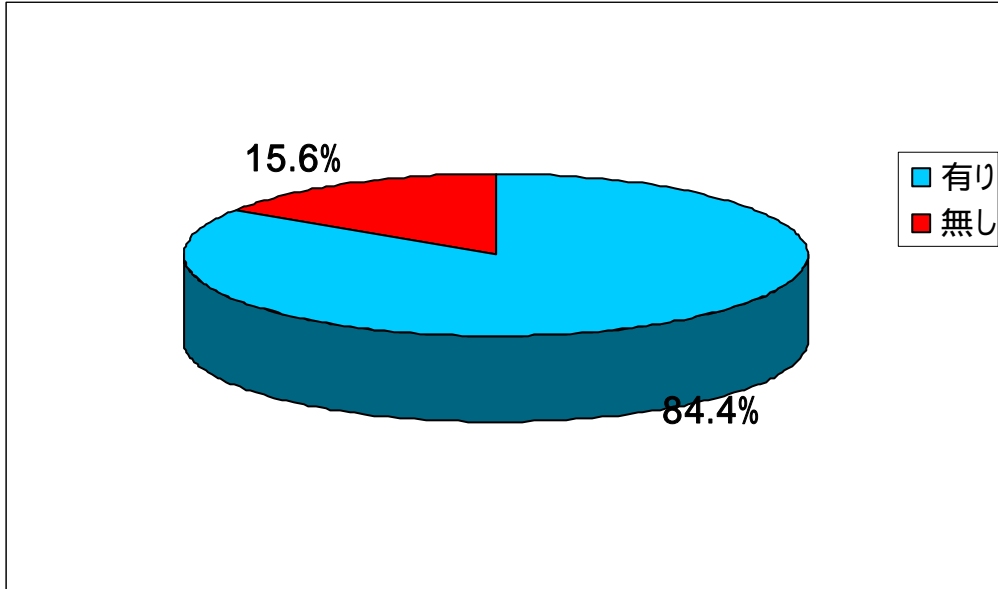
【調査概要】

- 1 調査対象 全国の市区町村
- 2 調査方法 各都道府県を通じたアンケート調査
- 3 調査期間 平成16年9月17日～平成16年9月30日
- 4 回答数 3,085団体

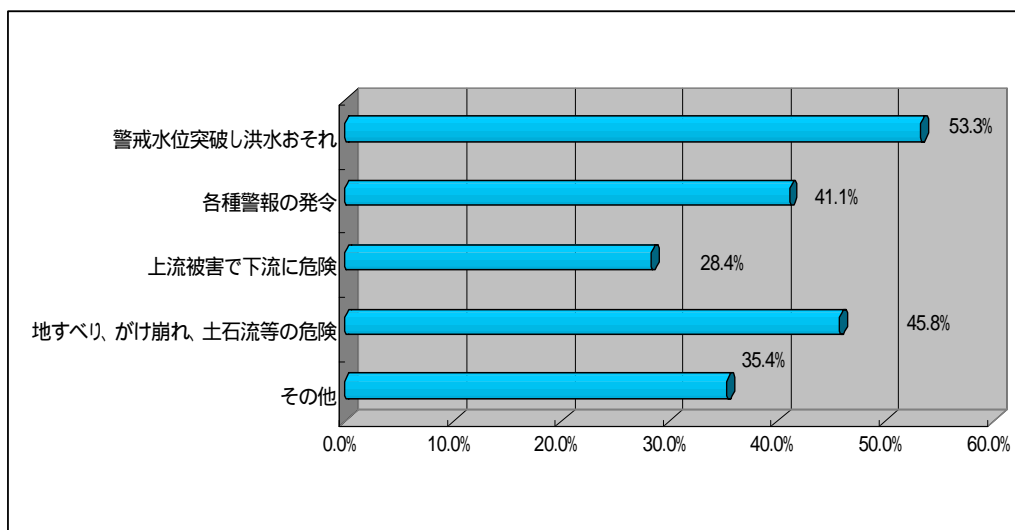
地域防災計画等に係る調査結果（風水害）

1 風水害に係る避難勧告・指示の基準

地域防災計画上に「避難勧告・指示」の基準を明確に記載している市区町村は全国の84.4%

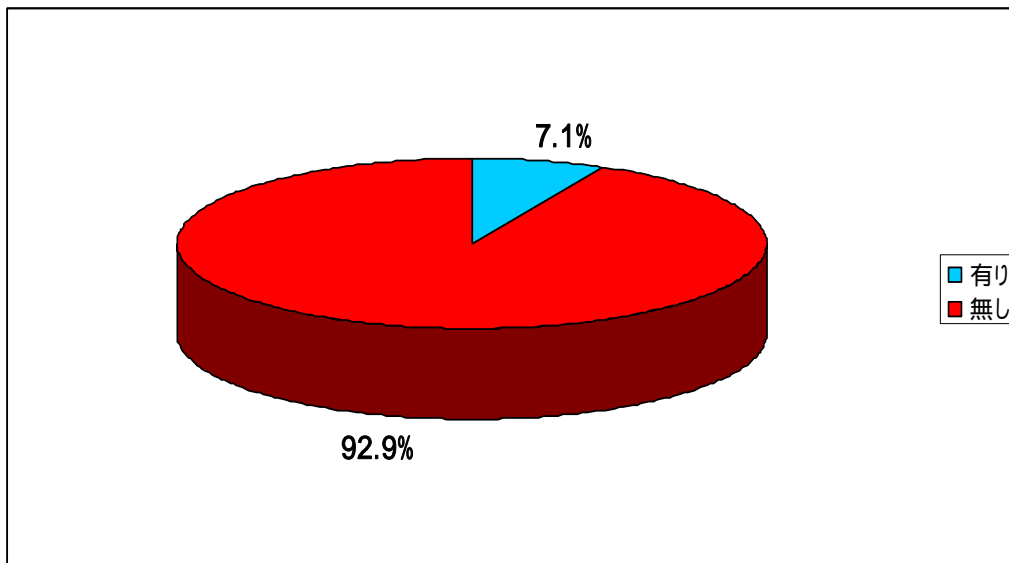


全市区町村中、「警戒水位突破し、洪水のおそれがあること」が基準になっている団体が53.3%、「各種警報の発令」が41.1%、「上流に被害が生じて下流に危険が生じていること」が28.4%、「地すべり、がけ崩れ、土石流等の危険が生じた場合」が45.8%、「その他」35.4%（複数回答）

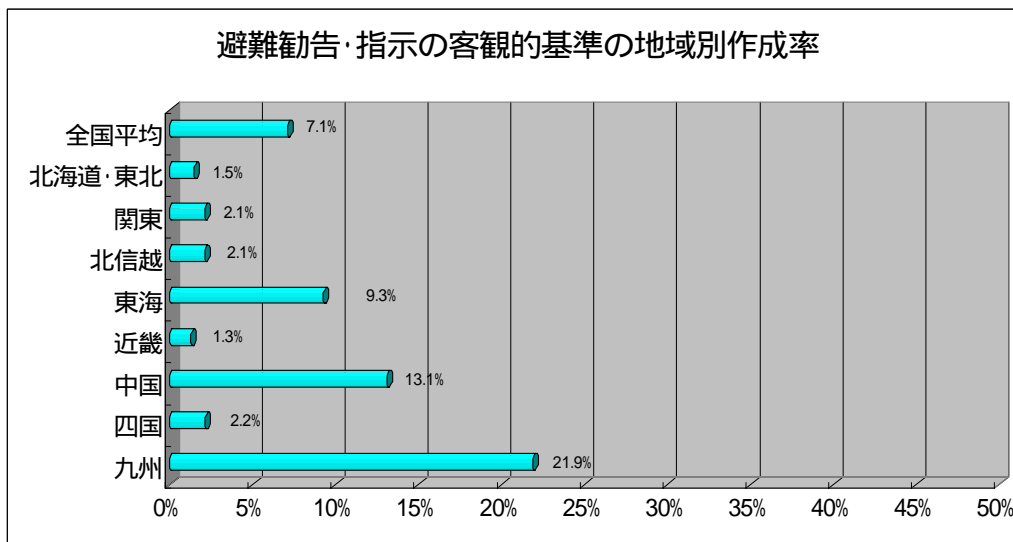


2 風水害に係る避難勧告・指示の客観的基準の地域別作成率

避難勧告・指示の客観的基準を作成している市区町村は全国平均で7.1%



ブロックごとでは北海道・東北1.5%、関東2.1%、北信越2.1%、東海9.3%、近畿1.3%、中国13.1%、四国2.2%、九州21.9%

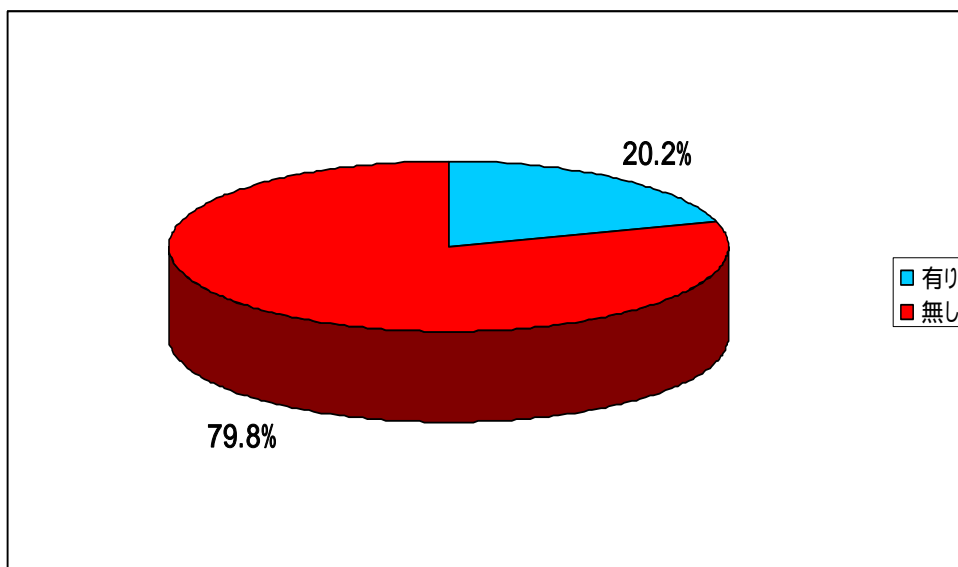


避難勧告・指示の客観的基準については、雨量（連続雨量、前日までの連続雨量に当日の雨量・時間雨量を加味、避難基準雨量の設定）、

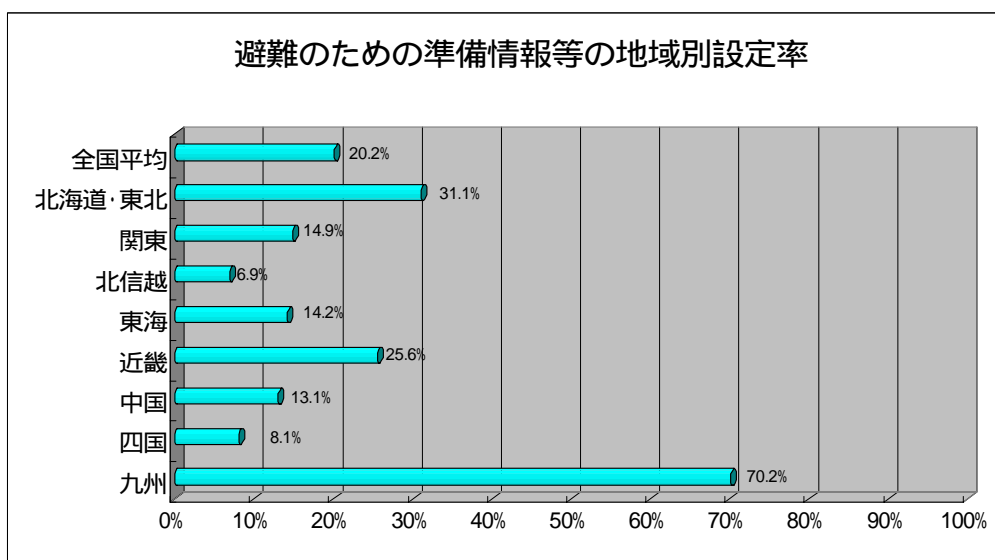
水位による基準（警戒水位、危険水位、計画高水位）、水位プラス雨量によるもの等がある。

3 避難のための準備情報等の地区別設定率

避難のための準備情報等について設定している市区町村は全国平均で20.2%、



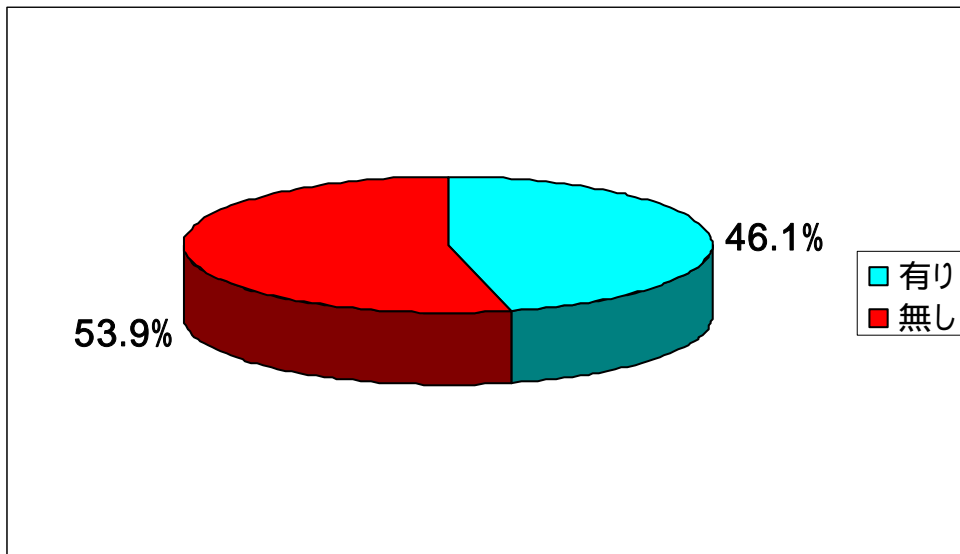
ブロックごとでは北海道・東北31.1%、関東14.9%、北信越6.9%、東海14.2%、近畿25.6%、中国13.1%、四国8.1%、九州70.2%となっている



避難勧告の準備情報の基準については、避難勧告・指示と同じく雨量や水位等によるものや、客観的数値による基準ではなく、「局地的な災害の発生」、「危険のおそれ」、「警戒の必要性」、「大雨警報発表・土砂災害警戒避難情報受信時」等によるものがある。

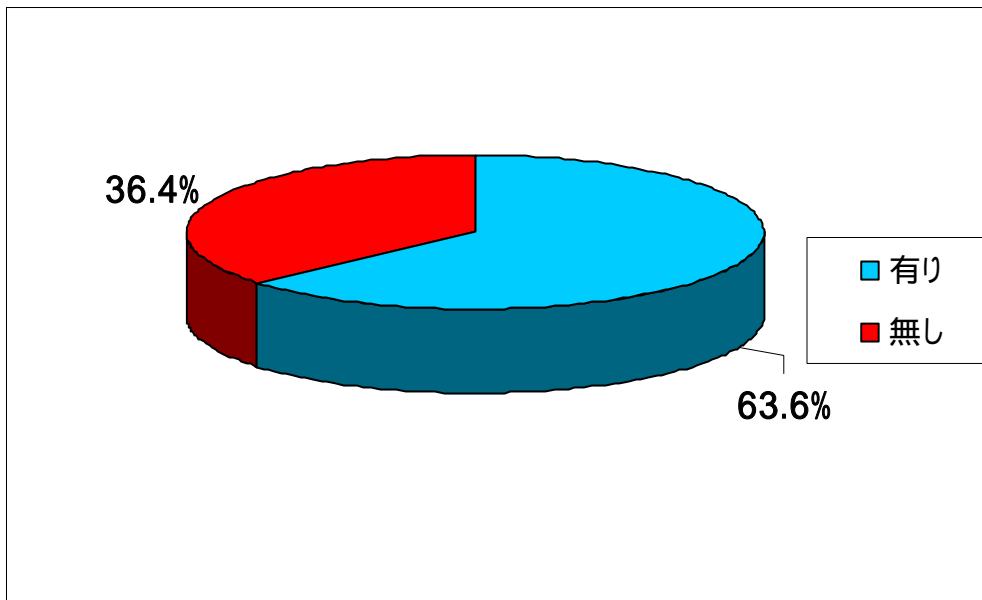
4 避難等発令に係る代理規定

首長不在時の代理者を指定している市区町村は全国の46.1%



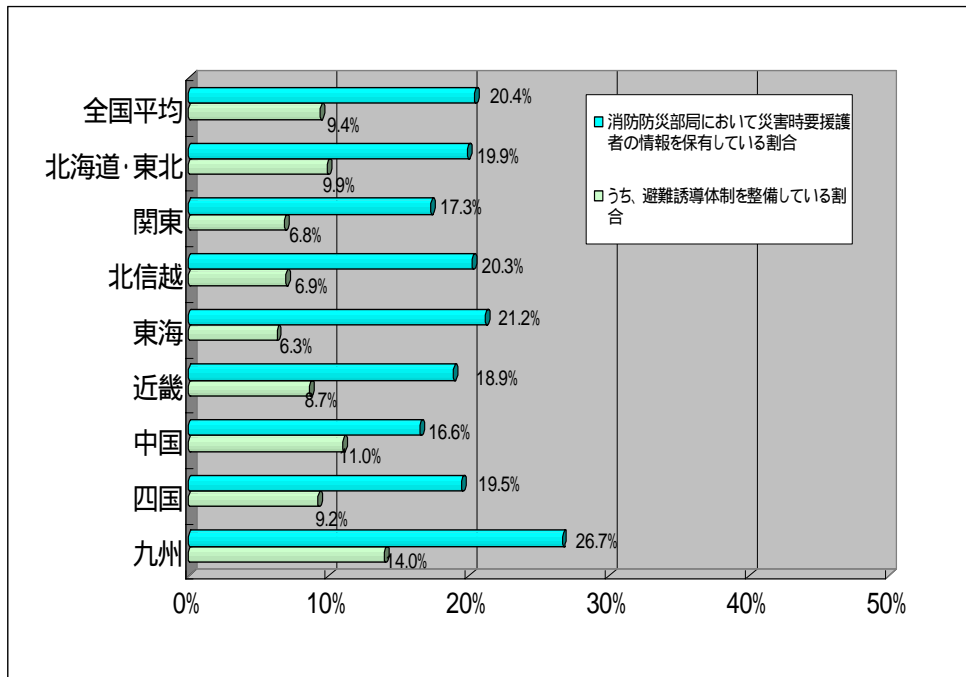
5 災害時要援護者対策

地域防災計画上に災害時要援護者に係る規定がある市区町村は全国で63.6%



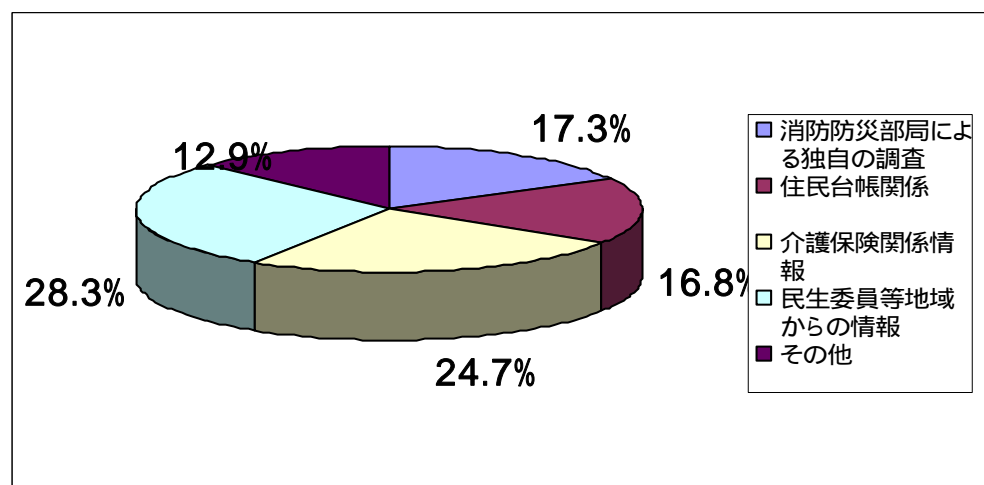
6 災害時要援護者に係る情報及びそれを活用した避難誘導體制の有無

災害時要援護者（高齢者・障害者等）の所在について、消防防災部局で把握している市区町村は全国で20.4%、そのうち所在情報に基づく避難誘導體制を整備している市区町村は全国で9.4%。



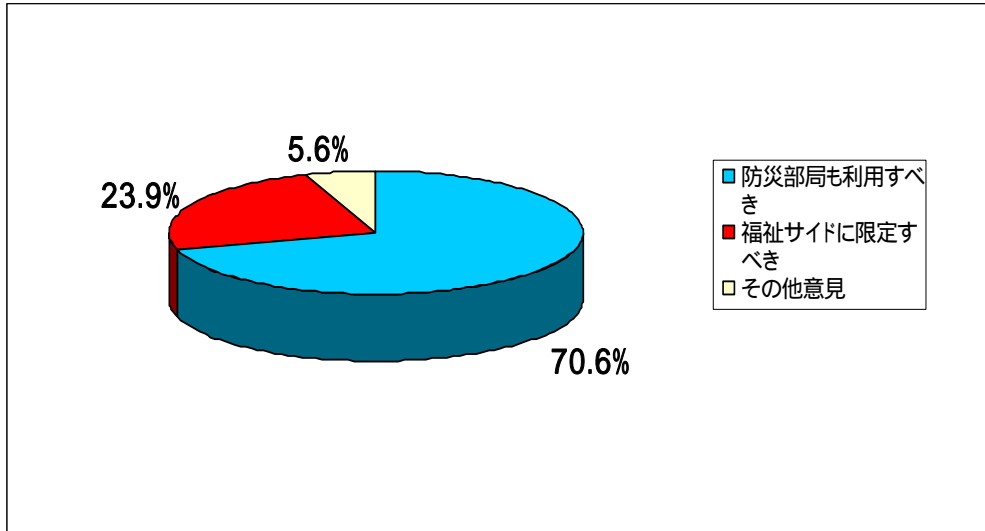
7 災害時要援護者情報の入手先

上記6で消防防災部局が災害時要援護者の情報（所在情報等）を所有しているとした場合の情報の入手先については、「消防防災部局による独自の調査」が17.3%、「他部局からの入手」が82.7%（住民台帳関係16.8%、介護保険関係24.7%、民生委員等地域からの情報28.3%、その他（本人の同意による等）12.9%）



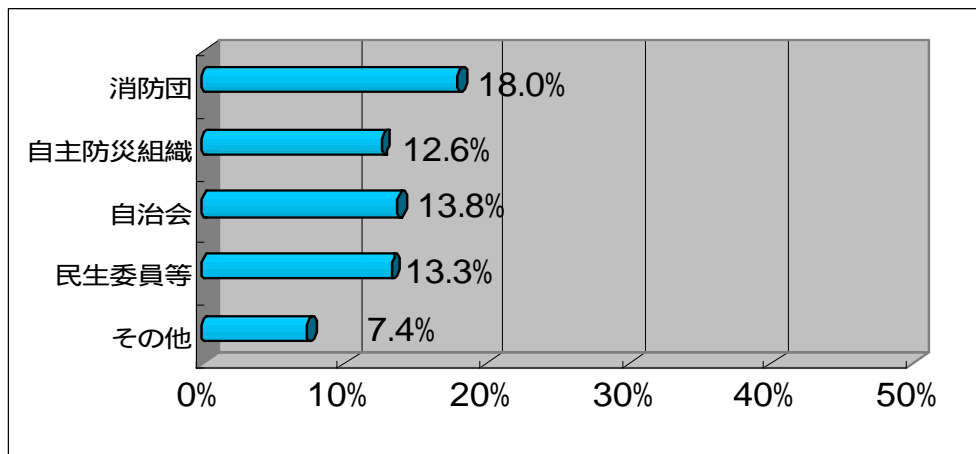
8 高齢者等の情報の活用の考え方

高齢者等の所在情報の活用の考え方については、「防災部局も活用すべき」と回答した市区町村が全国で70.6%



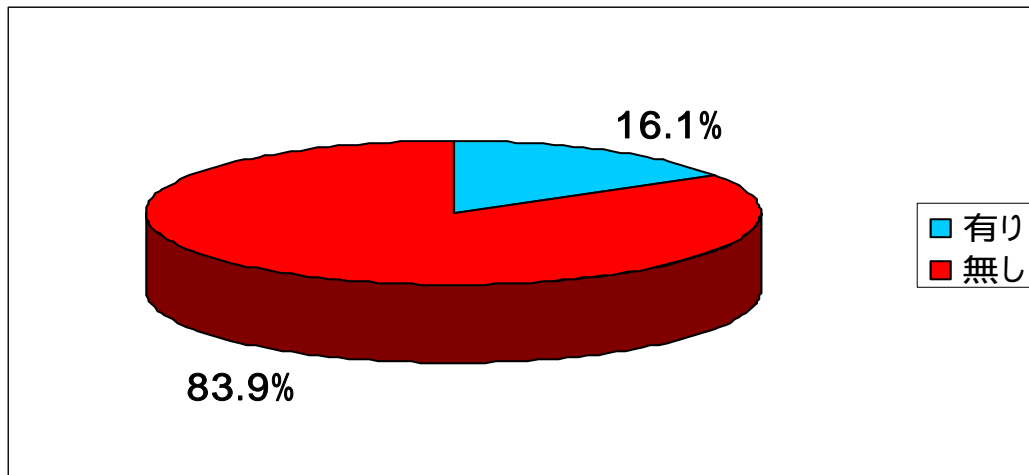
9 災害時要援護者避難誘導體制の実施主体

消防防災部局、福祉部局等他部局、福祉団体等を問わず、所在情報に基づく災害時要援護者の避難誘導體制について、全市区町村中、「消防団」が主体になっている団体が18.0%、「自主防災組織」12.6%、「自治会(自主防災組織以外)」13.8%、「民生委員等」13.3%、「その他」7.4% (複数回答)



10 緊急通報システムの災害時の活用

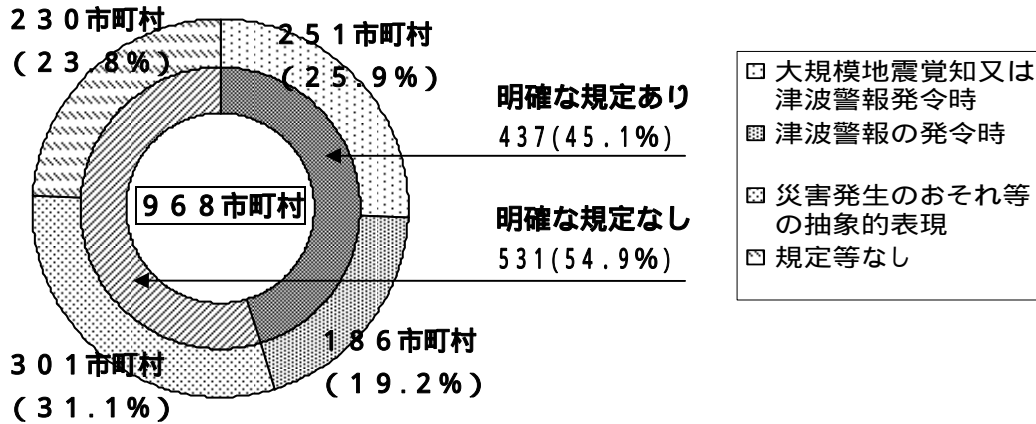
福祉施策、火災予防等の一環として設置している緊急通報システムの災害時の活用について、地域防災計画等に明確に位置づけている市区町村は全国で16.1%



地域防災計画等に係る調査結果（津波）

1 津波に係る避難勧告・指示の基準

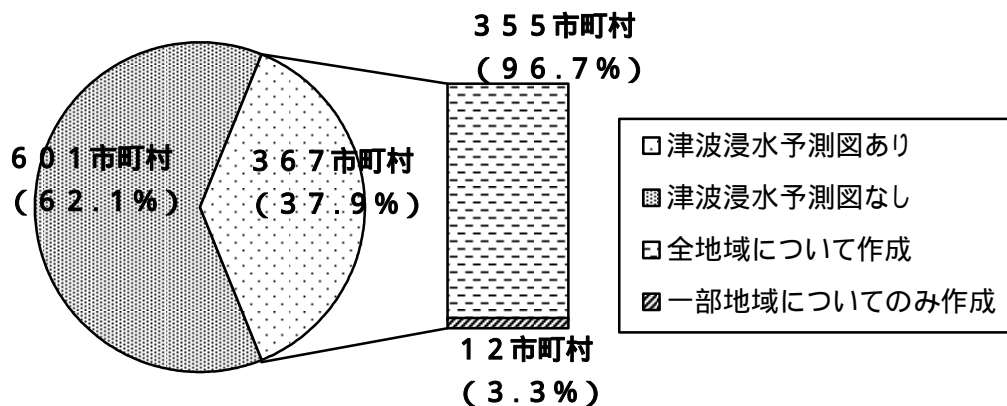
地域防災計画に「津波に係る避難勧告・指示」の基準を明確に記載している市町村は、海岸線を有する968市町村のうち、437市町村（45.1%）。



市町村数	明確な規定あり		明確な規定なし	
968	437(45.1%)		531(54.9%)	
内訳	「大規模地震覚知又は津波警報発令時」と規定	「津波警報の発令時」と規定	災害発生のおそれ等の抽象的表現	基準に係る規定なし
	251	186	301	230
	(25.9%)	(19.2%)	(31.1%)	(23.8%)

2 津波浸水予測図の有無・作成主体等

津波浸水予測図を作成している市町村は、968市町村のうち367市町村（37.9%）。うち、津波浸水予測図を津波浸水のおそれがある全地域について作成しているのは355市町村（96.7%）



市町村	津波浸水予測図			
	有	無		
968		367	全地域	一部地域
	355 (96.7%)		12 (3.3%)	

作成市町村数	津波避難予測図作成主体	
	都道府県	市町村
367	287	146
100%	78.2%	39.8%

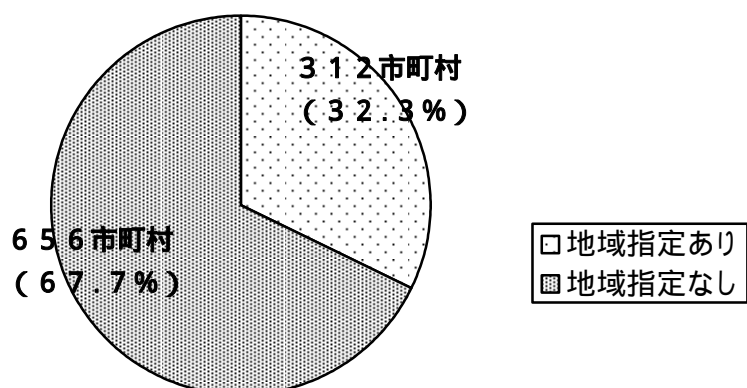
都道府県、市町村それぞれ作成している場合があることから、割合の合計は100%とならない。

津波浸水予測図の周知方法			
全体	全戸周知	インターネット利用	その他
367	137	41	130
100%	37.3%	11.2%	35.4%

複数の周知方法を実施している市町村及び周知を実施していない市町村があることから、割合の合計は100%とならない。

3 津波対象地域の設定の有無とその状況

津波浸水予測図等の有無にかかわらず、津波発生時に避難すべき地域を指定しているのは、968市町村のうち312市町村(32.3%)。



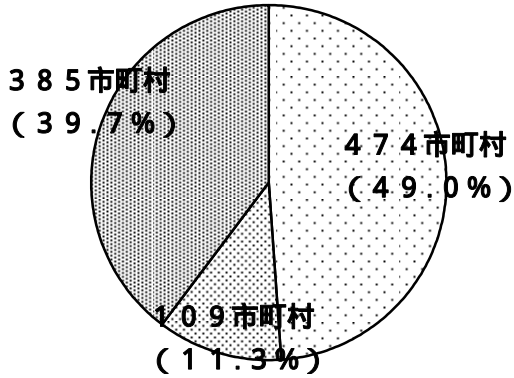
市町村	指 定	
	有	無
968	312	656

津波発生時の避難対象地域の指定状況		
地区数	世帯数	人口(人)
3,707	684,339	1,759,952

4 避難地・避難路の指定状況

避難地の指定状況

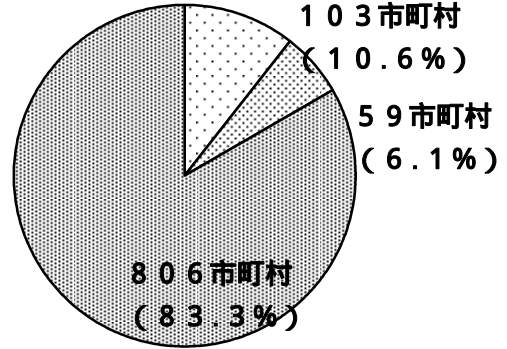
津波避難地の指定を行っているのは、
583市町村(60.3%)



□全地域で指定 ▣一部地域で指定
■指定なし

避難路の指定状況

津波避難路の指定を行っているのは、
162市町村(16.7%)



□全地域で指定 ▣一部地域で指定 ■指定なし

市町村	避難地			避難路		
	全地域で指定	一部地域で指定	指定なし	全地域で指定	一部地域で指定	指定なし
968	474	109	385	103	59	806

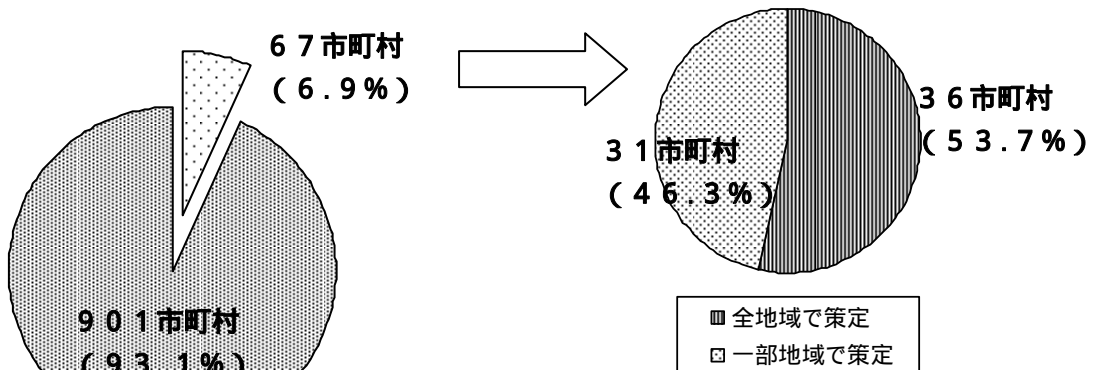
避難地・避難路の周知方法			
全体	全戸周知	インターネット利用	その他
525	240	32	264
100%	45.7%	6.1%	50.3%

複数の周知方法を実施している市町村があることから、割合の合計は100%とならない。

5 津波避難計画の策定

津波避難計画を策定しているのは、968市町村のうち67市町村(6.9%)。うち、避難対象地域の全てについて避難計画を策定しているのは36市町村(3.7%)。

一方、津波避難計画を策定していない市町村のうち、今後、具体的な策定を予定している市町村は214市町村。

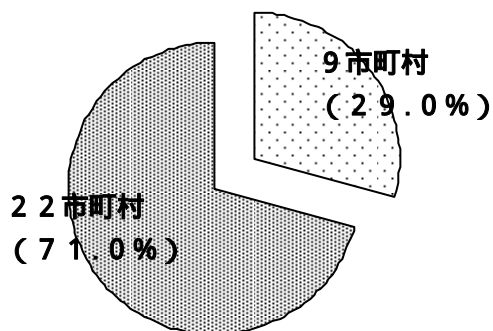


□津波避難計画策定済み(一部地域で策定を含む)
■津波計画なし

市町村	津波避難計画			
	策定有		策定無	
968	67	全地域	一部地域	901
		36 (53.7%)	31 (46.3%)	

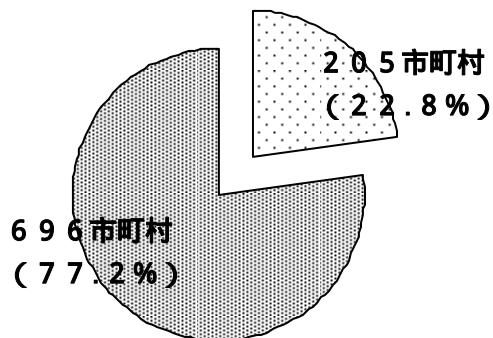
津波避難計画の今後の策定予定

一部地域で策定済31市町村



□ 今後策定予定あり
■ 策定予定なし

津波避難計画なし901市町村



□ 今後策定予定あり
■ 策定予定なし

市町村	今後の策定予定	
	予定あり	予定なし
一部地域で策定済(31市町村)	9	22
津波避難計画なし(901市町村)	205	696

避難勧告基準(客観的数値を用いたもの)・避難勧告の準備情報の例

水位による基準

都道府県	市町村名	客観的数値に基づく避難勧告発出の基準	準備情報発出の基準
岩手県	川崎村	北上川諏訪前水位が7.6mを超え、かつ水位の上昇が見込まれるとき	北上川及び砂鉄川並びに千厩川の水位が警戒水位を超え、さらに増水が予想されるとき
山形県	鶴岡市	一級河川赤川の熊出観測所、羽黒橋観測所の水位が警戒水位を超えたとき	観測所の水位から破堤を予想し事前に避難準備を発令する
福島県	郡山市	避難勧告:阿武隈川水位6.8m *避難に時間を要する要援護者等を想定して、いつ堤防が壊れてもおかしくない水位(8.65m)から逆算し、その3時間前 避難指示:阿武隈川水位7.4m *いつ堤防が壊れてもおかしくない水位(8.65m)から逆算し、その2時間前	阿武隈川の水位6.4m *道路冠水実績水位(7.0m)から逆算し、1時間前に避難準備
神奈川県	横浜市	おおむね次の基準に達したときは避難勧告・指示の発令について要請する。 ア洪水・滞水警戒区域(ア)川の水かさが増す(イ)指定観測所における水位が警戒水位を超えそうになる(ウ)川の流が急激に速くなる(エ)道路の側溝などから大量の水が溢れるなどの現象が現れた場合を発令の目安としている。 イ高潮警戒区域 横浜地方気象台から、高潮警報が発表されたとき がけ崩れ警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域	台風又は集中豪雨等により、局地的災害が発生し始めた場合
岐阜県	岐阜市	長良川の水位が19.74mを越えると、長良、大宮陸閘を閉鎖するため、堤外地の住民に避難勧告を発する	長良川の水位が18.94mに達すると、陸閘の閉鎖作業を開始するため、堤外地の住民に作業開始(避難準備)の広報を実施している
岐阜県	多治見市	池田・前畑町地域において:池田町ガード下水位計が4mを示したとき 平和町地域において:脇之島排水機場内水位計が4.7mを示したとき	池田・前畑町地域において:池田町ガード下水位計が3mを示したとき 平和町地域において:脇之島排水機場内水位計が3mを示したとき
愛知県	一宮市	木曾川における国土交通省観測所の水位が、犬山13.0m、笠松13.0m、起6.5メートルを超え、尚上昇のおそれがあるとき	降雨の継続、災害状況の推移等により避難を要する状況となる可能性があると判断される場合
愛知県	春日町	気象情報、河川の水位情報等を基準 五条川春日水位観測所の水位がT.P5.40mを越える場合又は新川・水場川外水位観測所の水位がT.P5.20mを越える場合	気象情報、河川の水位情報等を基準 ・五条川春日水位観測所の水位がT.P.4.60mを越える場合又は 新川・水場川外水位観測所の水位がT.P.3.90mを越える場合
愛知県	清洲町	五条川春日観測所の水位が5.0メートルに達した場合 新川水場川観測所の水位が4.8メートルに達した場合	五条川春日観測所の水位が4.6メートルに達した場合 新川水場川観測所の水位が3.9メートルに達した場合
三重県	桶町	鈴鹿川派川水位が危険水位(3.1m)を超え、危険がある場合。	鈴鹿川派川水位が警戒水位(2.5m)を超えた場合。
兵庫県	龍野市	避難勧告:河川水位が危険水位に達し、かつ、以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合	避難準備勧告:河川水位が警戒水位に達し、かつ、以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合
島根県	宍道町	河川水位: 来待川 2.5m 宍道湖: 2.0m	来待川、宍道湖の警戒水位を超えたとき
高知県	伊野町	仁淀川水位が計画高水位に迫り、更に増水の恐れがあるとき	仁淀川水位が警戒水位を突破し、計画高水位に迫る恐れのあるとき
福岡県	直方市	市内2地区において遠賀川水位が5.5mに達した場合	気象状況等により過去の災害の発生例、地形等から判断すれば、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難の勧告、指示等を行うことが予想される場合
鹿児島県	川内市	川内川の水位が5.5mを超え6mに接近し、さらに上昇するおそれある場合	川内川の水位が4.7mに達した場合
鹿児島県	国分市	手籠川、郡田川の指定水位8.4mを突破し、更に増水が予想されるとき	風速20m以上で更に強まっていくような場合。連続雨量が100mmを超えたとき時間雨量が30mmを超えた場合。手籠川、郡田川の指定水位8.4mに達し、水防警報が発令されたとき
鹿児島県	隼人町	天降川において指定警戒水位を突破した場合	風速が20m以上となり更に強まっているような場合。連続雨量100mm時間雨量30mmを超えたときのような場合。天降川が指定水位に達し、洪水・高潮のおこる恐れがある場合
鹿児島県	高山町	指定河川である肝属川の宮下橋水位4.20m高山橋水位4.60m俣瀬橋水位3.80m警戒水位を突破しさらに増水が予想されたとき。	暴風、豪雨、洪水高潮の場合その他周囲の状況から判断し危険が予想されるとき

避難勧告基準(客観的数値を用いたもの)・避難勧告の準備情報の例

雨量による基準

都道府県	市町村名	客観的数値に基づく避難勧告発出の基準	準備情報発出の基準
茨城県	つくば市	前日までの連続降雨量が100mm以上あり、当日の日雨量が50mmを超えたとき等	洪水の危険があるとき。土砂災害に対する警戒が必要なとき。
神奈川県	伊勢原市	・前日までの連続雨量が100mmをこえたとき 当日雨量50mmをこえ、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき ・前日までの連続雨量40～100mmあった場合 当日雨量80mmをこえ、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき ・前日雨量なし 当日雨量100mmをこえ、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	・前日までの連続雨量が100mmをこえたとき 当日雨量50mmをこえたとき ・前日までの連続雨量40～100mmあった場合 当日雨量80mmをこえたとき ・前日雨量なし 当日雨量100mmをこえたとき
長野県	真田町	豪雨の場合 1週間の積算雨量が200mmを超えた場合は時間雨量35mm、その他の場合は時間雨量60mmを超えた場合 避難勧告	豪雨の場合 1週間の積算雨量が200mmを超えた場合は時間雨量25mm、その他の場合は時間雨量35mmを超えた場合 避難準備の勧告
長野県	飯島町	連続雨量が200mmを超え各所の被害が発生したとき	大雨警報発表時
長野県	王滝村	避難基準雨量350mm(連続降水量)に達し災害のおそれがあるとき	雨量330mm(連続降水量)を超え災害のおそれがあるとき
愛知県	岡崎市	急傾斜地崩壊危険箇所のうち特に危険度が高い地域については、前日までの連続雨量が100mm以上あった場合で、当日の日雨量が50mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき 前日までの連続雨量が40mm～100mm以上あった場合で、当日の日雨量が80mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき 前日までの雨量がない場合で、当日の日雨量が100mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	河川氾濫においては、河川水位が危険水位又はこれに相当する水位に達する危険があるとき 土砂災害においては、急傾斜地崩壊危険箇所のうち特に危険度が高い地域について、前日までの連続雨量が100mm以上あった場合で、当日の日雨量が50mmを超えたとき 前日までの連続雨量が40mm～100mm以上あった場合で、当日の日雨量が80mmを超えたとき 前日までの雨量がない場合で、当日の日雨量が100mmを超えたとき
鳥取県	倉吉市	24時間雨量が130mmを超えたとき	・24時間雨量が80mmを超えたとき ・水防警報(準備・出勤)が発表されたとき ・土砂災害警戒避難情報(警戒)を受信したとき
島根県	大社町	連続雨量140mm = 避難基準雨量(地すべり、急傾斜地崩壊)	連続雨量100mm = 警戒基準雨量(地すべり、急傾斜地崩壊)
島根県	羽須美村	連続雨量 150mm	警戒水位を超えた場合
広島県	戸河内町	時間雨量基準50mmを超えたとき 累計雨量基準170mmを超えたとき	時間雨量基準30mmを超えたとき 累計雨量基準120mmを超えたとき
福岡県	久留米市	前日までに40～100の雨量、当日80を越えさらに30の強い雨が降り始める。	前日までに100以上、当日50を越えさらに、30の雨が降り始める。
長崎県	諫早市	1週間の積算雨量が200mmを超えた場合は30mm/h、それ以外50mm/h	1週間の積算雨量が200mmを超えた場合は20mm/h、それ以外30mm/h
熊本県	中央町	連続雨量100mm以上で、1時間雨量30mm程度の降雨及び雨量テレメーターで警戒雨量に達した場合	連続雨量100mm以上で、1時間雨量30mm程度の降雨及び雨量テレメーターで警戒雨量に達した場合
大分県	山香町	・連続雨量が100ミリ以上の場合 - 当日日雨量60ミリ超 ・連続雨量が50ミリ～100ミリの場合 - 当日日雨量70ミリ超 ・前日までの降雨なしの場合 - 当日日雨量80ミリ超	・大雨、暴風、洪水等の警報が発令され、避難の準備あるいは事前に避難を要すると判断されたとき。 ・河川が警戒水位を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。 ・あらかじめ災害形態別に危険が日頃から予想される場合 ・その他諸般の状況から避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。
大分県	上津江村	<連日雨量が100ミリ以上あった場合> 当日の日雨量が50ミリを超え、時間雨量30ミリ程度の強い雨が降り始めたとき <連日雨量が40ミリ～100ミリあった場合> 当日の日雨量が80ミリを超え、時間雨量が30ミリ程度の強い雨が降り始めたとき <前日まで降雨がない場合> 当日の日雨量が100ミリを超え、時間雨量30ミリ程度の強い雨が降り始めたとき	<連日雨量が100ミリ以上あった場合> 当日の日雨量が60ミリを超えたとき <連日雨量が50ミリ～100ミリあった場合> 当日の日雨量が70ミリを超えたとき <前日まで降雨がない場合> 当日の日雨量が80ミリを超えたとき

避難勧告基準(客観的数値を用いたもの)・避難勧告の準備情報の例

雨量による基準

都道府県	市町村名	客観的数値に基づく避難勧告発出の基準	準備情報発出の基準
鹿児島県	阿久根市	豪雨が続き、連続雨量 [*] 150mmを超えたとき又は時間雨量が50mmを超えたとき	連続雨量100mm時間雨量30mmを超え更に降雨が予想される場合
鹿児島県	大口市	日間雨量が150mm連続雨量が300mmを超えたとき又は時間雨量が50mmを超えたとき	総雨量が100mm以上時間雨量30mmをこえたとき、台風の来襲が予想されるとき及び水防警報が発せられ、洪水のおそれが予想されるとき
鹿児島県	笠沙町	連続雨量が150mmを越えたとき、時間雨量が50mmを超えたときのような場合	相当な豪雨で短時間に危険が予想される場合(連続雨量100mm時間雨量30mmを超えたときのような場合)
鹿児島県	大浦町	連続雨量が150mm又は時間雨量が50mmを超えたとき	風速20m位で更に強まっていく場合、連続雨量150mmを超えたとき又は時間雨量30mmを超えたとき
鹿児島県	坊津町	連続雨量が150mm、時間雨量が50mmを越えたときのような場合	連続雨量150mm、時間雨量50mmを超えたときのような場合
鹿児島県	川辺町	豪雨が続き連続雨量が250mmを超えたとき又は時間雨量が50mmを超えたとき	警戒水位突破。相当な豪雨で短時間後に危険予想される場合
鹿児島県	吹上町	連続雨量100mm時間雨量30mm以上	豪雨で連続150mm以上
鹿児島県	入来町	連続雨量が150mmを越えたとき又は時間雨量50mmを越えたとき	連続雨量100mm又は時間雨量30mmを越えたとき
鹿児島県	祁答院町	連続雨量が150mmを超えたとき又は時間雨量50mmを超えたときのような場合	暴風の襲来により短時間に危険が予想される時(風速20m)相当な豪雨で短時間後に危険が予想される時(連続雨量100mm時間雨量30mm)
鹿児島県	菱刈町	時間雨量が30mmを超えた場合避難勧告を発する	各種警報の発令
鹿児島県	溝辺町	連続雨量が150mmを超えたとき又は時間雨量50mmをこえた時のような場合	連続雨量が100mm時間雨量30mmを超えたときのような場合、河川において指定水位に達しさらに増水が予想され洪水のおこるおそれがある場合
鹿児島県	内之浦町	連続雨量が150mm又は時間雨量50mmをこえた時のような場合	洪水・高潮の場合―河川海岸付近については洪水高潮のおこるおそれが予想される時
鹿児島県	中種子町	連続雨量が150mm又は時間雨量50mmを越えたとき等考えられる	相当な豪雨で短時間後に危険予想される場合(連続雨量100mm時間雨量30mmを超えたときなどが考えられる)
鹿児島県	屋久町	連続雨量が200mm又は80mmを超えたとき	連続雨量が150mm又は時間雨量50mmを超えるとき。
鹿児島県	宇検村	豪雨・連続雨量が150mm超時間雨量50mm超	地震・暴風・豪雨・洪水高潮・津波等の基準で設定している。
鹿児島県	天城町	連続雨量が150mm又は時間雨量50mmを超えたとき等	豪雨が続き災害の発生が予想され生命身体に危険が強まったとき
鹿児島県	伊仙町	連続雨量が150mm又は時間雨量50mmを超えたとき	連続雨量が100mm、時間雨量30mmを超えたときのような場合
沖縄県	北中城村	連続雨量が200mmを越えたとき、又は時間雨量が60mmを越えたときのような場合	・暴風の襲来により、短時間後に危険が予想される場合 ・相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合 ・河川及び海岸の水位が高くなり、洪水及び高潮の起こるおそれが予想される場合 ・警戒体制に入り、周囲の状況を判断して危険が予想される場合
沖縄県	豊見城市	連続総雨量200mm、1時間降水量50mmを超えたような場合	総雨量100mm、時間雨量35mmを超えた場合
沖縄県	金武町	連続雨量が200ミリメートルを超えた時	相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合、河川及び海岸の水位が高くなり、洪水及び高潮の起こる恐れが予想される場合。
沖縄県	伊良部町	連続雨量200mmをこえた時、又は時間雨量が80mmを越えたとき。	連続雨量100mm、時間雨量で50mmを越えたとき。

避難勧告基準(客観的数値を用いたもの)・避難勧告の準備情報の例

風速も含む基準

都道府県	市町村名	客観的数値に基づく避難勧告発出の基準	準備情報発出の基準
鹿児島県	串木野市	(暴風)風速が強まり発生が予想され、生命、身体の危険が強まってきたとき。 (豪雨)豪雨が引き継ぎ災害の発生が予想され、生命、身体の危険が強まってきたとき(連続雨量が150 ^{mm} を超えたとき又は時間雨量が50 ^{mm} を超えたときなど)	(暴風)暴風の襲来により短時間に危険が予想される場合(風速20m位で更に強まっていくときなど) (豪雨)相当の豪雨で短時間後に危険が予想される場合(連続雨量が100mmを超えたとき又は時間雨量30mmを超えたときなど)ただし、時に危険が予想される地域については連続雨量又は時間雨量の基準を変更するものとする (洪水・高潮・津波)河川等の水位が警戒水位に達し、更に増水が予想され洪水・高潮・津波等の起こるおそれが予想されるとき。 (その他)警戒体制に入り周囲の状況から判断し危険が予想されるとき
鹿児島県	山川町	暴風の場合・引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命身体の危険が近づいてきたとき(風速が20m以上となり、さらに強まっていくような場合) 豪雨の場合・豪雨が続き、災害の発生が予想され、生命身体の危険が近づいてきたとき(連続雨量150mmを超えたとき又は時間雨量が50mmを超えたときのような場合)	暴風の場合ー暴風の襲来により短時間に危険が予想される場合(風速20mを超えさらに強まっていくときのような場合) 豪雨の場合ー相当な豪雨で短時間に危険が予想される場合(連続雨量100mm時間雨量30mmを超えたときのような場合)
鹿児島県	知覧町	風速20m以上(さらに強くなる時)連続雨量が150mm、時間雨量が50mm	風速20m以上連続雨量100mm時間雨量30mm
鹿児島県	金峰町	暴風で風速20mを超え、さらに強くなる場合。豪雨で連続雨量150mm時間雨量50mmを超える場合。	風速20m位で更に強まっていく場合、連続雨量100mm時間雨量30mmを超えたとき。周囲の状況から判断し危険が予想される時
鹿児島県	鶴田町	暴風で風速30mを超え、さらに強くなる場合。豪雨で連続雨量100mm時間雨量50mmを超える場合。鶴田ダムの放流量が毎秒1,100m ³ を超え、更に増える見込みのある場合。その他の場合避難準備の段階により、悪化した場合。	連続雨量、時間雨量、ダム放流量、風速
鹿児島県	薩摩町	風速20m、連続雨量が150mm、時間雨量50mmを超え、更に強まっていくとき	風速20mくらい、連続雨量100mm、時間雨量30mmを超え、更に強まっていくとき
鹿児島県	加治木町	風速が20m以上となり更に強まっていくような場合。連続雨量が150mmを越えたとき又は時間雨量50mmをこえた時のような場合	暴風の場合:暴風の襲来により短時間に危険が予想される場合(風速20mを超えさらに強まっていくときのような場合) 豪雨の場合:相当な豪雨で短時間に危険が予想される場合(連続雨量100mm時間雨量30mmを超えたときのような場合) 洪水・高潮の場合:洪水、高潮の場合指定河川で指定警戒水位を突破、指定外河川・海岸で更に増水状態が続き洪水、高潮のおこるおそれがある場合。 その他の場合警戒体制が続き、周囲の状況が避難準備の段階より悪化し、相当危険がせまってきたとき。
鹿児島県	蒲生町	暴風の場合・暴風の襲来により短時間後に危険が予想される場合(風速20m位で更に強まっていくとき等考えられる) 豪雨の場合・相当な豪雨で、短時間に危険が予想される場合(連続雨量が100mm時間雨量30mmを超えたとき等が考えられる) 洪水の場合・河川において指定水位に達し、さらに増水が予想され洪水のおこるおそれがある場合	暴風の場合:引き続き風速が強まり災害の発生が予想され生命身体の危険が近づいてきたとき。(風速20m以上で更に強まっていくとき等が考えられる。 豪雨の場合:豪雨が続き災害の発生が予想され、生命身体の危険が強まってきたとき(連続雨量が150mm又は時間雨量50mmを超えたとき等が考えられる) 洪水の場合:指定河川で警戒水位を突破し更に増水が予想され、洪水等の危険がせまってきたとき、また指定河川以外の河川等では、増水がにつき洪水の危険がせまってきたとき その他の場合ー警戒体制が続き周囲の状況が避難準備の段階

避難勧告基準(客観的数値を用いたもの)・避難勧告の準備情報の例

風速も含む基準

都道府県	市町村名	客観的数値に基づく避難勧告発出の基準	準備情報発出の基準
鹿児島県	霧島町	暴風－風速が20m以上となり更に強まっていく時のような場合。豪雨－連続雨量が150mm又は時間雨量50mmを超えたときのような場合。洪水－指定河川・・・警戒水位を突破し更に増水が予想され洪水の危険が近づいているとき以外・・・増水状態が続き洪水等の危険が近づいてきたとき。その他－警戒体制がつつき周囲の状況が避難準備の段階より悪化しそうな危険が近づいてきたとき	暴風－風速20m以上となり更に強まっていく時のような場合。豪雨－連続雨量100mm時間雨量30mmを超えたときのような場合。洪水－指定河川－指定水位に達し水防警報が発せられ更に増水が予想される時。以外・・・増水状態がつつき洪水等の危険が近づいたとき
鹿児島県	末吉町	風速20m以上の強風・連続雨量150mm又は時間最大雨量50mmを超えたとき	風速20m/sの強風・連続雨量100mm又は時間最大雨量30mmを超えたとき
鹿児島県	有明町	暴風の場合－風速20m以上でさらに強まっているとき。 豪雨の場合－連続雨量が150mm又は時間雨量50mmを超えたとき。洪水、高潮の場合－菱田川の菱田橋で水位1,4m蓬原橋で水位1,8m	暴風の場合－風速20m位でさらに強まっているとき。 豪雨の場合－連続雨量が100mmを超えたとき、時間雨量が30mmを超えた時
鹿児島県	田代町	暴風の場合・・・引き続き風速が強まり、災害発生が予想され生命身体の危険が近づいたとき(風速20m以上となり更に強まっていく場合) 豪雨の場合・・・豪雨が続き災害の発生が予想され、生命身体の危険が近づいたとき(連続雨量が150mm又は時間雨量50mm以上となり更に雨量が多くなるような場合) 洪水の場合・・・雄川・麓川の水位が堤防を超えるに至ったとき。 その他の場合・・・警戒体制が続き、周囲の状況が避難準備の段階より悪化し相当危険が近づいてきたとき。暴風、豪雨、洪水、その他の災害発生事象が避難勧告の段階よ	暴風の場合・・・暴風の襲来により短時間後に危険が予想される場合(風速20m以上位で更に強まっていく時などが考えられる) 豪雨の場合・・・相当な豪雨で短時間後に危険が予想される場合(連続雨量が100mm時間雨量30mmを超えたとき等が考えられる) 洪水の場合・・・雄川、の水位が危険水位を越えた場合 その他の場合・・・警戒体制に入り周囲の状況から判断して危険が予想される時。
鹿児島県	佐多町	(風速20m以上となり更に強まっていくときのような場合)(連続雨量が150mm又は時間雨量50mmを越えるような場合)	相当な暴風雨、豪雨、地震、津波等、短時間に危険が予想される場合(風速20m、時間雨量30mm越など)
鹿児島県	瀬戸内町	風速20m以上とさらに強まっていくとき、連続雨量100mm時間雨量30mmを越えたとき等が考えられる。	相当な豪雨で短時間後に危険が予想される場合。河川、海岸周辺において洪水高潮のおこるおそれが予想される時。
鹿児島県	龍郷町	風速20m以上となりさらに強まっていくときのような場合。連続雨量が150mm又は時間雨量50mmを超えたときのような場合	相当な暴風の襲来により短時間後に危険が予想される場合。河川・海岸の周辺において洪水・高潮のおこるおそれが予想される時。相当な豪雨で短時間に危険が予想される場合。おおむね災害警備上警戒態勢に入り周囲の状況から判断し危険が予想される時。
鹿児島県	笠利町	風速40m/s位でさらに強まっていく時のような場合。連続雨量150mmを超えたとき又は時間雨量50mmを超えたとき	風速40m/s位で更に強まっていくような場合。連続雨量で100mm時間雨量30mmを超えたとき
鹿児島県	徳之島町	暴風の場合・・・引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命、身体の危険が強まってきたとき。(風速20m以上となり更に強まっていくとき等が考えられる) 豪雨の場合・・・豪雨が続き、災害の発生が予想され、生命身体の危険が強まってきたとき(連続雨量が150mm又は時間雨量50mmを超えたとき等が考えられる) 洪水、高潮の場合・・・河川の警戒水位を突破し、さらに増水がが予想され洪水等の危険が強まってきたとき。また、海岸等では、増水の状態が続き、洪水、高潮等の危険が強まったとき。地震の場合・	暴風の場合・・・暴風の襲来により短時間後に危険が予想される場合(風速20mくらいで更に強まっていくときなどが考えられる) 豪雨の場合・・・相当な豪雨で短時間後に危険が予想される場合(連続雨量が100mm時間雨量30mmを越えたとき等が考えられる) 洪水、高潮の場合・・・河川、海岸の周辺において洪水高潮のおこるおそれが予想される時。 地震の場合・・・地震による二次災害の危険が予想される場合。 その他の場合・・・警戒体制に入り周囲の状況から判断し、危険が予想される時。
沖縄県	玉城村	暴風の場合 風速25m以上で、さらに強まって行くときのような場合 豪雨の場合 連続雨量200mm以上を越えたとき、または時間雨量が60mm以上を越えたときのような場合	暴風の場合 風速25m位で、さらに強まって行くときのような場合 豪雨の場合 連続雨量100mm、時間雨量で35mm以上を越えたときのような場合
沖縄県	具志川市	暴風＝風速25m程度で勢力が強まっていくと予想される場合 大雨＝連続総雨量200mm以上、1時間降水量が50mmを超えた場合	暴風＝風速25m程度で勢力が強まっていくと予想される場合 大雨＝総雨量100mm、時間雨量で35mmを超えた場合
沖縄県	佐敷町	暴風の場合 風速が強まり、災害の発生が予想され、生命及び身体に危険がさし迫ってきた場合(風速25メートル以上で、さらに強まっていくことが予想される場合) 豪雨の場合 豪雨が続き、災害の発生が予想され生命及び身体に危険がさし迫ってきた場合(連続雨量が200ミリメートルを超えたとき、又は1時間雨量が60ミリメートルを超えたときのような場合)	暴風の場合 暴風の襲来により、短時間後に危険が予想される場合(風速25メートル位でさらに強まっていくときのような場合) 豪雨の場合 相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合(連続雨量が100ミリメートル、1時間雨量で35ミリメートルを超えたときのような場合)

避難勧告基準(客観的数値を用いたもの)・避難勧告の準備情報の例

その他の基準

都道府県	市町村名	客観的数値に基づく避難勧告発出の基準	準備情報発出の基準
愛知県	名古屋市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 河川洪水の発令基準 河川水位が計画高水位に達し、かつ以降60分の予想降雨量が30mmを超える場合 2. 内水氾濫の発令基準 庄内川排水ポンプ場運転調整要綱及び新川流域排水調整要綱に定める停止水位の概ね1時間前と予想される水位に達した場合 概ね1時間前と予想される水位とは、東海豪雨時における水位データに基づき算定したものとす 3. 土砂災害の発令基準 急傾斜地崩壊災害対策計画の「第2警戒体制」の基準雨量に該当した場合 4. 地域特性による発令基準 上記発令基準の他、過去の浸水被害を基に地域特性を考慮した基準を定める。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 河川洪水の発表基準 河川水位が出勤水位に達し、かつ以降60分の予想降雨量が30mmを超える場合 2. 内水氾濫の発表基準 (1) 60分降雨量が50mmを超え、かつ以降120分の予想降雨量が100mmを超える場合 (2) 庄内川排水ポンプ場運転調整要綱及び新川流域排水調整要綱に定める準備水位に達した場合 3. 土砂災害の発表基準 急傾斜地崩壊災害対策計画の「第1警戒体制」の基準雨量に該当した場合 4. 地域特性による発表基準 上記発表基準の他、過去の浸水被害を基に地域特性を考慮した基準を定める。
愛知県	大府市	<p>河川洪水の場合 河川水位表示板の水位が天端から60センチに達し、かつ、以降1時間の予想降雨量が30ミリを超える場合</p> <p>内水氾濫の場合 雨水ポンプ場、排水機場の運転停止水位に、概ね達しそうな水位となり、かつ、以降2時間の予想降雨量が100ミリを超える場合</p>	<p>河川洪水の場合 河川水位表示板の水位が天端から1メートルに達し、かつ、以降1時間の予想降雨量が30ミリを超える場合</p> <p>内水氾濫の場合 雨水ポンプ場、排水機場の運転停止水位に、概ね達しそうな水位となった時、又は、1時間の降雨量が40ミリを超えた時で、かつ、以降2時間の降雨予測が80ミリを超える場合</p> <p>土砂災害の場合 気象台から重大な土砂災害の危険性の警戒情報の発表がされ、以降1時間の予想降雨量が30ミリを超える場合</p>

高齢者等避難誘導の取組事例

都道府県	市町村名	取組主体	取組内容	行政の関与	プライバシーの保護
北海道	知内町	知内町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 各ボランティア団体の地域出身者を町内会毎に集約し、災害救援ボランティアの組織づくりを推進。 福祉ボランティア団体等が高齢者の訪問安否確認を実施。 災害時には災害弱者(要介護者)の避難誘導等の救援に当たる。 	福祉救援ボランティア連絡協議会構成員参加。	今後の検討課題
	白糠町	白糠町 (災害弱者対応危機管理システム)	65歳以上の単身世帯、65歳以上の二世帯、65歳以上の高齢者と同居する世帯、町内会要望者の災害弱者をデータベース化し、災害時の安否確認等に活用	安否確認には、町職員、消防職団員が参加	データには特定の人のみアクセス可能(パスワード管理)
岩手県	千厩町	町民生児童委員協議会	地震等の災害発生時において、一人暮らし老人等の援護対象世帯を消防団員及び自主防災組織・自治会の協力を得て見回りし、必要に応じて避難誘導を行う。	特にないが、民生委員の求めに応じ、随時対応	消防団、及び自主防災組織・自治会に対しては、緊急時において必要最小限の情報提供にとどめている。
宮城県	石巻市	5町内会、民生委員、児童委員、自主防災組織、ボランティア	市内各地区の町内会長、民生委員等が中心となり、地域住民による安否の確認や避難誘導等を行う支援体制(防災ネットワーク)の構築を進めており、現在5つの地区で防災ネットワークが設立	防災ネットワーク作りや防災マップ作りなどの防災街づくり事業に対する補助制度を創設	要援護者本人または家族等の同意を得た上で、データの登録及びその活用を図る。 データを管理する者や利用目的等を限定し、厳格な管理方法を講じる。
秋田県	湯沢市	湯沢西地区「水害から生活を守る会」	毎年、台風などの水害に備え、自主避難訓練を実施し、高齢者、一人暮らし等の災害時要援護者を把握し、民生児童委員、行政員が中心となり、救出の役割を決め、担当者、避難経路などを確認。	高齢者、一人暮らし等の情報について、提供のできる範囲で民生児童委員、行政員に周知し、日ごろから役割を決め、救出できるよう指導・助言	市においては、福祉事務所、市民課においてのみ把握し、情報の提供も民生児童委員、行政員に限定。

高齢者等避難誘導の取組事例

都道府県	市町村名	取組主体	取組内容	行政の関与	プライバシーの保護
東京都	中野区	中野区 (非常災害時救援希望者登録制度)	災害が発生したときに、自力で避難することが困難な高齢者の方や障害者の方などにあらかじめ登録していただき、地域防災会が中心となって救援や支援にあたる制度 ・希望者は、区の窓口で登録をする。 ・区は、希望者の名簿を地域防災会、警察署、消防署に渡す。 ・地域防災会は、登録者の状況把握(登録者への訪問、話し合い) ・救援方法や役割分担の話し合い ・防災訓練参加の呼びかけなど地域でのコミュニケーションづくりを行う。	・広報 区報や地域ニュース等を活用し施策の周知・徹底に努め、支援希望者の募集を行う。 ・支援体制用資機材の充実 地域防災会が支援体制づくりを行う際に救援・救護を行うための必要な資機材を配備する。 ・防災知識の普及・啓発 災害要援護者やその介護者を対象に「災害要援護者と家族のための防災マニュアル」(視覚障害者用・点字版、テープ版)を作成し、普及啓発を行うなど災害時における災害要援護者の安全確保に努める	支援希望者に対する募集の方法として、プライバシーの保護を考慮し、「手上げ方式」により行っている。
新潟県 (予定)	新井市	市内の自主防災組織全80団体	避難訓練を必要とする要支援者台帳を作成し、自主防災組織で担当者を定める。現在民生委員が同意確認のため個別訪問している。	同意の得られた人を組織別に台帳化し、配布する。 また今後、追加登録、抹消等も民生委員の協力を得て行う。	台帳化に当たり、本人または家族の同意書を得られた人のみ登録。
山梨県	御坂町	各自主防災組織	・自主防災組織(自治会)の厚生部長及び各組長で災害時要援護者のリストを作成 ・町(防災担当課)はリストを提出してもらい、データを共有 ・避難等が必要な場合、組長が責任を持ち、援護にあたる。 ・組長は避難の状況を自主防災組織会長(区長)に報告 ・自主防災組織会長は町に避難の状況を報告	自主防災組織での救出・救護が困難な場合、町は職員の派遣、必要に応じて消防本部等へ救助要請を行う。	リストの保管は町、自主防災組織会長、厚生部長、組長のみとし、その取扱いに十分注意している。
岐阜県	蛭川村	和田区防災会	日頃から地域内の全世帯住民を把握しておき、災害時には、各班長が中心となって避難誘導を行うこととなっている。	独居老人、高齢世帯名簿の提供	名簿の提供は区長のみ 地区独自での名簿の作成

高齢者等避難誘導の取組事例

都道府県	市町村名	取組主体	取組内容	行政の関与	プライバシーの保護
静岡県	伊東市	松原仲町自主防災会	一人暮らしの高齢者等の所在を、自主防災会ごとに作成している所在マップで事前に確認しておき、避難をするときに、自主防災会の役員や近隣の住民により、安否の確認、避難の援助を行う。	自主防災会には、要援護者台帳の作成や地域ごとの防災マップを作成するように市から依頼 要援護者に対し、「支えあい、助け合いの地域社会」を築く観点から、登録、参加を呼びかけている。	要援護者台帳への登録や避難訓練等の参加は、本人の自主性に任せている。
	掛川市	鳥居町、久保、初馬自主防災会	災害時要援護者の自宅を地図上に記入し、把握	防災台帳(災害時要援護者台帳)の作成を指導	防災台帳そのものを封筒に入れて本人が封印し、必要時に開封する方式をとっている
愛知県	瀬戸市	瀬戸市自治連合会	災害時における救助時に有効な防災台帳(各世帯単位で記入)を作成し、自治会がこれを回収し、保管し、万一に備える。	自治連合会が防災台帳の作成検討時に行政としての意見を述べ、特にプライバシーについては、十分な配慮をいただくよう依頼。	台帳の用紙については、各自治会から各世帯に配布し、記入する、しないについては、自由とし、記入後、台帳を回収し、自治会事務局の書庫に保管し、データについては、電子化しないこととしている。
	半田市	自主防災会(岩滑地区)	平成15年度に自主防災組織の強化を図り、その中で世帯台帳を作成することとし、高齢者・障害者等を人の意志で避難誘導の希望の有無について記入。	組織立ち上げ時から市が関与し、会議には全てに出席している。	世帯台帳は自主防災会長が責任を持って保管。
	豊田市	豊田市	災害時における災害時要援護者の支援体制を確立するため、災害時要援護者登録制度を設け、自治区や近隣住民の互助による支援を行っている。	・制度の登録の呼びかけ ・地域支援者に対する意識付け ・登録台帳の作成と更新と自治区長、民生委員に情報の提供 ・年度の切り替え時には自治区長に対し、制度の説明。 支援体制の確保と意識の高揚を図る。 ・福祉施設に対し、災害時に避難所で対応可能な人の受入をお願いし協定書を締結。	制度に登録できる人は、非常時に備え、個人情報の開示に同意する人に限定。このため、登録者の情報は、地域の自治区長を中心に、地域支援者等、最低限の人に提供。

高齢者等避難誘導の取組事例

都道府県	市町村名	取組主体	取組内容	行政の関与	プライバシーの保護
京都府	京田辺市	飯岡区(自主防災組織)	自主防災組織内で高齢者等を把握し、事前に各高齢者に避難時の担当者を決めておき、災害時に対応	自主防災組織の立ち上げ時に設立補助金を交付	自主防災組織独自の取組であり地域内で把握している情報を活用
	夜久野町	夜久野町	聴覚障害者のうち、希望者へ広報や防災情報をFAXにより配信。 希望者は町民福祉課の名簿から募った。	町として実施	配信先はFAXに事前登録されており、担当者も対象者数しか知らされていない。
大阪府	和泉市	各地区民生児童委員、校区社会福祉協議会	・効率的な安否確認の実施に関すること ・安否確認実施の実施団体・協力団体などに対する適切な情報提供に関すること ・安否確認の集約及び避難所への報告に関すること	行政の支援・関与の仕方等:災害時重度障害者・要援護高齢者等登録名簿を作成し、民生児童委員、社会福祉協議会へ情報を提供する。各避難所の安否確認班は、安否確認の状況を集約する。	民生児童委員等への登録者名簿の情報提供にあたり、申請時、情報を提供することに対する同意書をいただいている。
兵庫県	明石市	要援護者保健医療福祉システム協議会	通常は要援護者とその家族に保健医療福祉サービスの連携を展開しているが、災害時には安否確認、避難誘導、福祉施設への緊急一時入所、搬送、避難所及び住宅の要援護者の状況把握と必要な情報の提供、一人暮らし高齢者の状況把握、等を行う。	市も要援護者保健医療福祉システム協議会の一員であり、各地区担当のケースワーカーや保健師が実務上のかかわりを持っている。	情報提供については本人の同意を取っている。(生命の危険、緊急時には個人情報保護条例上、同意不要)また、メンバーにはプライバシー保護の重要性を折に触れ説明、啓発している。
	宝塚市	安倉地区福祉エリア	7の福祉施設と3の自治会(共同住宅)との間で各施設相互の応援協定を締結。火災又は震災等の災害が発生した場合、各施設は自己施設の入所者の安全確認を行った後、初期活動等において相互に応援するとともに、近隣自治会においても応援者を派遣し、被災者の避難誘導や救出救護活動等を各施設と協力して行い、被害の軽減と被災者の安全確保等を行う。	消防本部による訓練指導を通じて防災意識の啓発に努めている。	個人情報等が外部に漏れないように注意している。

高齢者等避難誘導の取組事例

都道府県	市町村名	取組主体	取組内容	行政の関与	プライバシーの保護
和歌山県	新宮市	下本町自治会	災害時要援護者アンケートを実施し、情報をデータ化(自治会役員がデータを所持)し、災害時の要援護者避難に活用。 取り組みを開始したところであり、システムとしては確立していない。	特になし	データは役員のみ所持。住民からの回答は任意。
鳥取県	西伯町 (現南部町)	自主防災組織	自主防災組織が把握する要援護者の所在情報について、各地区ごとで作成された地図上にプロットする。 その際、高齢者その他要援護者の形態に応じ色分け。 作成された地図は各世帯に配布され、地区全体で情報を共有。	未実施の地区に対し、すでにつくられた地図を示して、今後の地図づくりの参考としてもらっている。	要援護者の氏名は匿名としている。
島根県	三隅町	三隅町、在宅介護支援センター (在宅高齢者の安心・安全見守りネットワーク)	町健康福祉課と在宅介護支援センターが主体となって、要援護高齢者宅の実態を把握し、その情報を消防署、役場、支援センター、郵便局、消防団が共有する。	体系づくり、情報の収集・提供等。	各個人にシステムについて説明し、登録するかどうか確認している。消防団員においては、当該データは各分団長が保管し、外への流出を禁止している。
広島県	広島市	自主防災組織(8組織)	土砂災害防止法に基づく指定地区において、災害時要援護者に係る避難計画を策定	作成指導	特にないが、住民の理解を得るよう努めている。
香川県	香南町	天神前防災会他119組織	民生委員が町内会の独居老人等の情報を聞き取りして、自主防災及び消防団と共有しておき、災害時に救助や避難誘導するよう申し合わせている。	消防の支援等について説明会を開催し周知している。	特にないが、住民ごとに、外部に情報が出ないように努めている。

高齢者等避難誘導の取組事例

都道府県	市町村名	取組主体	取組内容	行政の関与	プライバシーの保護
高知県	土佐清水市	下川口浦自主防災会、下川口郷地区自主防災会	この地区は、3年前に豪雨(平成13年9月高知県西南部豪雨災害)で大きな被害を受けたが、日頃からの地域の支え合いで、一人の犠牲者も出なかった。この教訓を今後更に生かすため、年1回、地区の自主防災会、消防団、駐在職員(警察)、行政(支所職員)の4者で、地区内の独居老人宅を訪問し、日頃の生活実態の調査を行い、そのデータを共有して、緊急時には手分けをして駆けつける様にしている。	地元の自主防災会、消防団から自主的に行うこととなり、行政、駐在(警察)も一緒に訪問することにより、実態把握に努めている。あくまで、地域が中心に行っている。	特にないが、3年前の被災の経験もあることから、趣旨には理解を得ている。また、高齢者の方からは、喜ばれている。
高知県	佐賀町	自主防災組織(9組織)	地区の防災マップに要援護者が居る住宅を明記し、班長が中心となって要援護者の避難誘導し、救出・救護が必要な場合は自治会全体で班編成をして対応。また、毎年9月に、自主防災組織で訓練を実施。	組織が行う独自訓練に対する指導者の派遣等(消防署員・団員の派遣)	防災マップに要援護者の住宅を明記すること、同マップは公開されることについては、了解を得ており、集落の総意として対処している。
佐賀県	久保田町	社会福祉施設等	独居老人世帯等に係る緊急通報システムを活用した、安否確認、避難誘導等	・緊急通報システムの整備 ・災害情報の提供 ・避難誘導補助、援助	本人から同意を取っている公表に当たっては情報を制限している。
	西有田町	西有田町	台風接近前や警報発令時に、民生委員や地区区長へ連絡し、避難誘導について協力を依頼、緊急の場合は農業無線やFAXにより伝達する。	連絡網が途絶えた時には、町職員が指示・誘導。	リストについては、民生委員のみへ配布
熊本県	人吉市	人吉市	各町内に数名いる民生委員が、個々の状況を把握しており、有事等の際、災害弱者の避難誘導等において、民生委員、町内会各役員、消防団員、災害対策支部員(市職員)が連携を密にし、迅速かつ安全な避難誘導に努めている。	人吉市地域防災計画に基づき、災害弱者を把握している担当課において、災害弱者等に対する避難・誘導等を目的として名簿を作成し、各災害対策支部長に対し、所轄区域の分のみ交付。	・名簿の管理は、災害対策支部長が責任を持って行い、他の支部員(市職員)は、必要に応じて閲覧。 ・名簿は交付された原本のみを使用し、複写は不可。また、次年度においては、担当課に返還。

高齢者等避難誘導の取組事例

都道府県	市町村名	取組主体	取組内容	行政の関与	プライバシーの保護
熊本県	錦町	錦町	町内の高齢者世帯34戸と、警備会社とでISDN回線を使用した通信システムを設置している。災害が発生する恐れや発生した場合、まず始めに、第1協力員に連絡、留守の場合は第2協力員へ連絡、そして親族に連絡し要援護者の対応にあたる。	錦町と警備会社との間で、「緊急通報装置貸与事業」の委託契約を行い、その経費を町で負担。	契約書の中で、秘密保持について、規定。
大分県	玖珠町	玖珠町消防団	町に対して独居高齢者又は高齢者世帯から自主避難の要望があったときや、町が同世帯に避難勧告を行ったときなど、各地区の消防団員が対象世帯を訪問し、避難所までの送迎を行っている。また、上記以外のケース(大雨時など)においても、消防団員が危険地区の住民の状況把握のため、戸別訪問を行っている。	住民からの情報の収集と、それに応じた消防団員への指示	特にないが、プライバシーについては、漏洩などなきよう注意を促している。 なお、同地区内の住民はほとんどが顔見知りで、家の場所や家族構成等を相互に認識しており、地区の消防団として対応がスムーズにできる。
宮崎県	諸塚村	諸塚村自治公民館連絡協議会	村内にある16公民館(88小集落)で構成され、台風などの災害時における高齢者等の災害時要援護者の安否確認や自主避難の誘導、食糧の提供・確保等を実施している。 消防団員や行政職員も自治公民館連絡協議会の一員であるため、各公民館との情報交換や協力体制の確立は円滑に行われている。	防災行政無線等を利用し、気象状況や道路状況等の情報を提供し、また、村では把握できない部分の地域の被災状況等の取りまとめを依頼している。	特にないが、理解は得られている。
鹿児島県	大根占町	神川中区自主防災組織	総会の際に、組織図が配られ、各地域の責任者を確認し、責任者は、自分が受け持つ地域の高齢者等災害時要援護者を把握しておき、実際に避難を要する場合なども、自主防災組織の担当者が避難所に行き、避難の状況を確認する。必要がある場合は、声掛け、誘導も行う。	「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識で、あくまでも独自で行っているものである。 特に行政からの要請等を受けて行うものではない。	特にない *災害時要援護者をリストアップしたりマップにしたりしているわけではなく、普段の交流等を通じた取組。

高齢者等避難誘導の取組事例

都道府県	市町村名	取組主体	取組内容	行政の関与	プライバシーの保護
鹿児島県	隼人町	小浜地区	<p>消防団が独自に災害時要援護者の了解を得て調査し、要援護者の所在場所、寝室の位置等について、台帳に整理している。</p> <p>個人ごとに援助者を定めているわけではないが、地域として、民生委員や区長等と協力し、援助する。</p>	<p>特に行政からの要請を受けて実施しているわけではなく、消防団が独自に行っている。</p>	<p>今後の検討課題だが、たとえ民生委員や区長であっても、災害時要援護者についての台帳はみせていない。消防団の、それぞれの地域の責任者が持つことになっている。</p>